

平成 28 年 12 月 21 日

各 位

株式会社北洋銀行

**合同運用指定金銭信託（遺言代用型）**  
**『愛称：ほくよう「家族あんしん信託」』の取扱開始について**

北洋銀行は、みずほ信託銀行株式会社の信託代理店として、合同運用指定金銭信託（遺言代用型）『愛称：ほくよう「家族あんしん信託」』の取り扱いを平成 29 年 2 月 1 日（水）より開始いたします。

『ほくよう「家族あんしん信託」』は、個人のお客さま（委託者兼第一受益者）がみずほ信託銀行に金銭を信託し、ご自身に相続が発生した場合に、あらかじめご指定いただいたお受け取り方法に基づいて、ご家族等の受取人（第二受益者）に信託した金銭を交付する商品です。お受け取り方法は、「一時金受取」と「定時定額受取」の 2 つの方法があり、組み合わせることもできます。

当行はみずほ信託銀行の信託代理店として『ほくよう「家族あんしん信託」』の販売を行うことで、お客さまとみずほ信託銀行の信託契約の締結を媒介します。

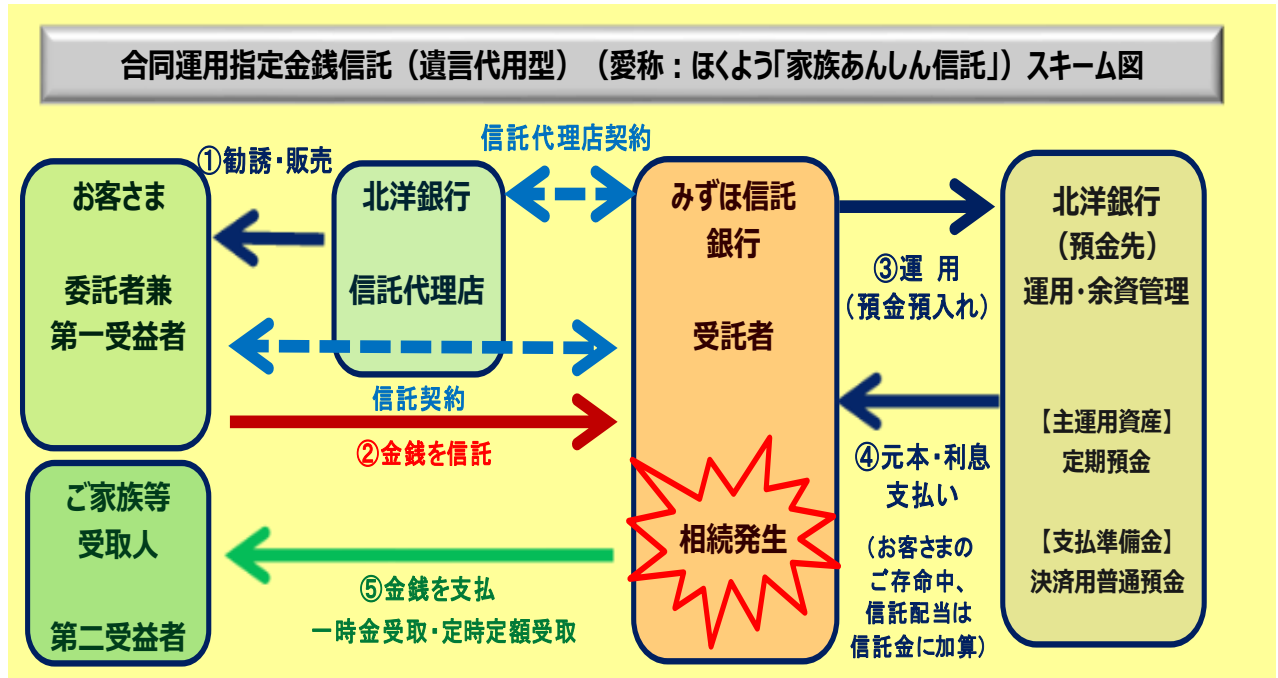
『ほくよう「家族あんしん信託」』の取り扱いにより、相続発生時に遺言書等によらず簡便な手続きでご家族等がスムーズに金銭を受け取ることができる遺言代用型の金銭信託がお申込みいただけるようになります。商品スキーム、商品概要につきましては【別紙 1】【別紙 2】をご覧ください。

当行では、お客さまが抱えるさまざまな相続ニーズ等にきめ細かく対応するために、信託代理店として以下の相続関連サービスを取り扱いしています。

- ・遺言信託
- ・資産承継サービス
- ・遺産整理業務
- ・その他信託業務

当行は今後も、多様化する資産承継や相続ニーズに的確に対応するとともに、お客さま本位でサービス向上に努めてまいります。

以 上



- ① 北洋銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、北洋銀行のお客さまに『ほくよう「家族あんしん信託」』を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に北洋銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取る（一時金／定時定額）。

## 【商品概要】

項目	内容
商品名	合同運用指定金銭信託（遺言代用型） 愛称：ほくよう「家族あんしん信託」
運用対象	主たる運用は、北洋銀行の定期預金
販売対象	個人のお客さま
信託期間	5年以上30年以内（1年単位）
申込金額	100万円以上3,000万円以下（1万円単位）
申込受付	毎営業日
信託設定日	信託申込日の翌月25日（休日の場合は前営業日）。
中途解約	原則として、中途解約はできません。
元本保証等	運用商品は主に北洋銀行の定期預金ですが、元本および利益保証はありません。 また預金保険の対象外商品となります。
受取人	信託設定時に、お客さまが受取人（第二受益者）の受取方法、受取期間等を指定。 ① 一時金受取 ② 定時定額受取：定時定額受取は、年1回または年2回で1～10年以内で選択 ※①と②を組み合わせることも可能 ※支払口座は当行本支店口座を指定（未保有の場合は口座開設が必要）
手数料等	○お客さまに直接的にご負担いただく費用 ①申込手数料：お申込金額の2.0%（税別） ②解約手数料：なし ○お客さまに間接的にご負担いただく費用 ①信託報酬：信託報酬は以下の計算式により算出されます。（円未満切捨） 信託報酬＝計算期間中の信託元本平均残高×0.10%×計算期間の日数÷365 ※ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益（信託財産の運用収益等から費用等を控除した額）を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値（円未満切捨）を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。 ②その他：信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合がございます。
取扱店	北洋銀行本支店 ※ただし、東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所を除く
注意事項	・本商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、投資者保護基金の対象ではありません。 ・本商品はクーリングオフの対象外商品となります。 ・お申込に際しては、「契約締結前交付書面兼契約締結時交付書面」等をよくご確認ください、お客さまご自身でご判断ください。